入 札 公 告

(事後審査型・価格競争)

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6、湖西市契約規則(昭和57年湖西市規則第16号)第8条の規定に基づき公告する。

令和7年4月21日

湖西市長 田内 浩之

記

1 入札執行者

湖西市長 田内 浩之

2 入札に付する事項等

入 札 番	号	主管課
件	名	令和7年度 市内草刈業務委託 (第3地区)
履行筐	i 所	湖西市 全域 地内
工	期	令和7年12月26日
概	要	設計図書参照
入札参加	資 格	次に掲げる条件を全て満たす者とする。
		1. 湖西市内に契約事業所を有する者。
		2. 湖西市が発注する業務にて、年間を通じて草刈業務や道路緑化
		管理業務等を受注したことがある者。
入札執行予定	日時等	令和7年5月9日 午前9時00分
質 問 期	日	令和7年4月23日 午後5時00分

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 申請締切日から落札決定までの期間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領(平成 18 年湖西市告示第 101 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領(平成6年1月1日施行)に基づく排除を受けている 期間中でないこと。
- (4) 湖西市暴力団排除条例(平成24年湖西市条例第34号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と

密接な交際等を有する者でない者であること。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立が成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 湖西市土木課所管業務競争入札心得(以下「入札心得」という。) を適用する。

4 設計図書の取得等

(1) 閲覧及び取得期間

公告日から**開札日の前日、午後5時まで**(土・日曜日及び祝日は除く)

- (2) 閲覧及び取得場所
 - ① 湖西市ウェブサイトからダウンロード

湖西市ウェブサイト→「市の組織」→「土木課」→ 「入札情報(土木課)」→「入札情報(土木課) 令和7年度 市内草刈業務委託(第3地区)」

(3) 質問の受付

設計図書等に対する質問がある場合は、以下の点に留意の上、質問書(様式自由)を湖西市土 木課に電子メール、郵便又は持参にて提出すること。

① 提出期限

令和7年4月23日(水)正午(必着)

② 質問の回答

令和7年4月25日(金)までに湖西市ウェブサイトで回答

(4) 設計図書の不備の取扱い

落札決定までにおいて、入札執行者が設計図書に不備(数量の誤り、費用の計上もれ等)を発 見した場合は、入札を取りやめる。

ただし、設計図書の不備の内容が軽微なものであって、公正な入札執行に支障がないと入札執行者が認めた場合は、設計図書の一部を訂正し、入札を続行する。この場合において、入札執行者は次に掲げる方法により設計図書の訂正したことの周知を行う。

① 質問により発見した場合

回答書に設計図書を訂正した旨を記載する。

訂正した設計図書は、回答書と共に湖西市ウェブサイトに掲載する。

② 入札執行者または担当課、主管課等の職員が発見した場合 湖西市ウェブサイトに訂正した旨を掲載し、入札参加者に電話連絡する。 訂正した設計図書は、湖西市ウェブサイトに掲載する。

(5) 注意事項

設計図書のデータは、本業務以外には使用しないこと。 図面については、収縮していることがある。

5 入札方法、入札執行の場所等

(1) 開札の日時

令和7年5月9日(金) 午前9時00分

(2) 開札の場所

湖西市吉美3268番地 湖西市防災センター2階

- (3) 提出書類の提出時間及び場所
 - (1)及び(2)の記載事項のとおり(郵送等による入札は認めない)。
- (4) 提出書類
 - ①入札書(様式第1号)
 - ※「入札書」様式を使用し、「入札用封筒」に内封すること。(入札用封筒作成方法を参照) ※契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするため、入札者は、消 費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契 約金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載すること。
 - ②入札参加資格を確認できる書類

湖西市が発注する業務にて、年間を通じて草刈業務や道路緑化管理業務等を受注したことが確認できる書類。

- ③使用印鑑届(様式第2号)
- ④市税の滞納等がない証明書交付申請書(写し可)(様式第3号)
- ⑤消費税等の納税証明書(写し可)
- ⑥履歴事項全部証明書(写し可)
- ⑦提出書類省略許可申請書(様式第4号)
 - ※同一年度内で湖西市の行う入札に参加し、既に使用印鑑届・各種証明書を提出しているものは当該書類の提出で省略を許可する。
 - ※省略を希望する場合のみ提出すること。

(5) その他

- ① 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札執行回数は、2回を限度とする。(再度入札に関しては10を参照すること。)
- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ④ 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 書類に用いる言語は、日本語とする。
- ⑥ 提出された書類は、返却しない。
- ⑦ 入札執行開始時間の5分前に入札会場に集合すること。
- ⑧ 郵送等による入札は認めない。
- ⑨ 入札会場には、各者2名までの入室を可能とする。
- ⑩ 契約事業所の代表者が入札に立会い出来ない場合は委任状を提出すること。

6 内訳書

不要

7 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び設計図書等に示した 条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、指名停止措置を受けた場合等、落札決定までに入札参加資格を失った者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。落札者となるべき同価格の入札者があるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が出席している場合は代表者又は代表者の委任を受けているものが引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行う。

- ① 最低制限価格 無し
- ② 調査基準価格 無し

(2) 落札者

落札候補者から提出された資料により、入札参加資格の有無を確認する(5(4)③~⑧)。 その結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合には、落札候補者を落札者として決定 する。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合、落札候補者が行った入 札を無効としたうえで、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格の有無の確認手続を行う。

9 再度入札

開札の結果、落札候補者が決定しないときは、再度入札を 1 回に限り実施する。(再度入札に参加できる者がいないときを除く。)

(1) 再入札通知書

再度入札を実施する旨、並びに、初度の入札における最低入札金額、再入札書受付期間及び開 札予定日時について、口頭により伝達する。

(2) 再入札書受付期間

(1)により伝達した開札予定日時に、下記(3)に掲げる場所へ直接持参すること(郵送等による入札は認めない)。

(3) 再度入札の開札日時

原則として、5の(1)に掲げる日

(4) その他

初度の入札において決定した全ての落札候補者が入札参加資格を有しなかった場合であって、再度入札に参加できる者がいる場合も、改めて入札を実施する。

10 不落随意契約への移行

再度入札を実施した結果、落札候補者が決まらないときは、有効な入札をした者の中で最低価格

の入札者から見積書を徴する。

この場合において、入札執行者は、見積書を徴する前に当該者の入札参加資格の有無を確認することがある。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

13 支払条件

- (1) 前払金 無し
- (2) 部分払 無し

14 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務は湖西市業務委託契約約款を適用する。
- (3) 申出書及び参加資格等の資料に虚偽の記載をした場合においては、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく措置を講ずることがある。
- (4) 落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 落札決定後に湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が湖西市から指名停止措置を受けたときは、当 該落札決定を取り消すことがある。
 - イ 湖西市議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に湖西市から指名停止措置 を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から湖西市議会の議決前に湖西市から指名 停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
 - ウ ア又はイにより契約を締結しない取り扱いとした場合については、湖西市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (6) 不明の点については、湖西市都市整備部土木課工務係(〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地 電話番号 053-576-4547) に照会すること。